

令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見書に対する 回答について

令和4年12月9日付け登農委第430号において、令和4年度農地等の利用の最適化に関して、「1 農地利用の集積・集約化について」、「2 遊休農地の発生防止・解消について」、「3 新規参入の推進について」、「4 女性農業者の視点を農業政策に反映すること」の4点について、意見書をいただいております。

このことについて、次のとおり回答いたします。

1 農地利用の集積・集約化について

- ① 登米市の広大な農地の維持には、大区画整備により米以外の穀物等への経営転換を安定的に図る必要があることから、地区に見合った大規模経営が可能な土地利用型畑作の導入を採用するとともに、基盤整備により高収益作物等の産地創設を目指すこと。
 - 農業経営の基盤となる農地の大区画整備については、本市農業のさらなる発展のため、国や県、地域と連携して未整備地区の事業推進を図るとともに、登米地域の初期型ほ場整備再生計画に基づく農地区画の再整備について、地域で策定した営農構想に沿った農地集積や高収益作物の導入等、今後の農業経営のモデルとなる地域営農の実現を目指してまいります。
- ② 日本の農業は環境保全型農業を推進すべきであり、安全、安心を重視した農作物は収量が減収する可能性が高く、県並びに国に対し技術指導と所得補償等を要望すること。
 - 本市では、農薬・化学肥料の削減、有機農業の拡大など、農業の環境負荷低減に全国でも先駆けて取り組み、人や生き物、環境に優しい特色ある農作物の生産を推進しております。

国においても、持続可能な農業の実現に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定し、環境負荷の低減と併せ農業収益の向上を推進していることから、技術指導の支援やセーフティネットの拡充等を要望してまいります。
- ③ 消費者も環境保全に参画し且つ国内農産物消費の必要性を啓発する実効性のある施策を、県並びに国に対し要望すること。
 - 「みどりの食料システム戦略交付金」では、有機農産物の生産から消費まで一貫した取組を支援対象としており、直売所の充実や量販店でのコーナーの設置、学校給食などでの利用などに取り組んでいく内容となっております。消費者も含

めた食料システムの関係者の理解増進についても、法律の基本理念や国が講ずべき施策に位置付けられていることから、今後も実効性のある施策の検討について要望してまいります。

④ 食糧自給率向上に向けた政策並びに農畜産物への技術支援や補助金について県並びに国に対し要望すること。

○ 本市においては、これまで水田活用の直接支払い交付金を有効に活用しながら、食料自給率向上につながる土地利用型作物であります、麦、大豆、園芸作物等への作付け転換を進めることで、特色のある産地づくりや農業者の所得確保に努めてまいりました。

今後においても、農業協同組合や農業者との情報共有を図りながら、現場の状況を県、国に伝えるとともに、生産振興と農業経営の安定化に向けて必要な支援を要望してまいります。

⑤ 農機具コストの抑制と労働力の安定確保のために、類似規模の農家が「結」を発展させた基幹的な農作業等の共同化を目指した「集落営農」の組織化の促進を図ること。

○ 集落営農にはコスト削減効果などさまざまなメリットがあり、さらに法人化することでより経営の安定化と効率化を実現できることから、各種制度等の普及啓発に努め、農業関係機関と連携し指導、助言を行い、集落営農の組織化の促進を図ってまいります。

⑥ 「食の安全保障」の観点から、健全な兼業農家の育成支援を講じること。

○ 意欲ある兼業農家は、本市の農業・農村を支える上で重要であると認識しており、県及び農業協同組合など関係機関と連携した支援体制の強化を図るとともに、意欲ある兼業農家など多様な担い手を育成・確保する取組を進め、本市農業の持続的な維持・発展につなげてまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消について

① 農山漁村活性化法の一部改正を受け、農用地の保全等に関する事業として遊休農地を林地化や放牧地並びに鳥獣緩衝帯等として活用するほか、防災・水害対策への活用など荒廃防止を図りつつ明確に区域化し、活性化の取組みを市が計画的に推進すること。

○ 今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、

地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が最大限活用されるよう、担い手の農地の集約化等に向けた取組を加速化することが課題であると認識しております。

このため令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村において、5年後、10年後における農地の担い手や農地利用の姿を明確化するため、これまでの人・農地プランから地域計画を策定することが義務付けられております。

本市においても関係機関と連携の上、一体的に取り組んでまいります。

- ② NPO法人を設立し遊休農地を保全管理する組織を関係機関と連携し構築すること。
- 遊休農地の解消については、地域の環境保全活動を行っている団体などと連携を進めると同時に、農業委員会をはじめとする農業関係機関・団体等の多様な主体と連携し、農業生産基盤の維持管理などの取組を進めてまいります。

3 新規参入の推進について

- ① 研修先や関係機関との活発な情報共有に取り組み、新規参入者が営農技術を習得できる機会を設け、就農後の資金、居住、農地の確保について支援すること。
- 新規参入者が営農技術を取得できる機会として登米市農業マイスター事業を整備し、市内篤農家や関係機関（普及センター・農協・農業委員会）と連携した技術指導を行っております。また、新規参入希望者へ青年等就農資金等の資金面の支援、みやぎ農業研修生滞在施設の活用推進による居住支援、農業委員会と連携した農地取得への支援を行い、今後も継続した新規参入者等への支援に向けた取り組みを進めてまいります。
- ② 親元就農はその後の定着性が高いものの支援策が少なく、農業後継者数が伸び悩む要因になりかねないことから、親元就農に対する登米市独自の支援策を創設すること。
- 親元就農は新規就農者や雇用就農者に比べ、就農時点で農地の確保、機械作業体系が確立されていることが多いことから新規就農者よりリスクが低いと考えられており、支援策が少なくなっている現状があるものと理解しております。登米市では親元就農に限らず水稻、園芸、畜産等の経営の発展に向けた独自の支援を行っている状況ではありますが、国の経営継承発展支援事業を活用した親元就農者の継承支援や、その他独自支援の必要性を精査したうえで新たな支援策の創設について取り組んでまいります。

③ 新規就農者の「高額な初期投資」と「農地の取得困難」という課題に対し、一定規模の農地と農機具を所有する高齢農家との共同化を行うことで、高齢農家の労働力補填、新規就農者の経済的負担軽減及び営農技術の取得が期待できることから両者の縁組に関する制度の創設と支援策を具体化すること。

○ 新規就農を希望する方が就農計画を作成する際に初期投資を軽減させるために知り合いの農家や、家族から農機具等を借りて営農を実施することを前提とした計画を作成されることがありますが、適期の収穫時期が被ること等から計画通りの収量へ結びつかず機械を新たに取得するケースなどが考えられます。

しかし、高齢農家の所有する農地、農機具等については活用の見込みがあり、高齢化に伴い経営面積の縮小があるなか、労働力の補填や、新規就農者の技術取得の場として期待できることから、両者の縁組に関する制度の創設と支援策の具体化について取り組んでまいります。

④ AI等を活用した圃場の経営体モデル農園等の施設を整備し、新規就農に役立てること。

○ 先進的な施設を導入している経営体と連携を図り、スマート農業も含め若者や新規就農者が意欲をもって安心して農業に取り組める環境づくりに努めるとともに、農業への関心度を高める取り組みを関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいります。

4 女性農業者の視点を農業政策に反映すること

① 農繁期の人手不足を解消するため、関係機関と連携しながら人材確保のシステムづくりを行うこと。

○ 本市農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進してまいります。

また、農繁期の人手不足は深刻な問題であると捉えており、これを解消するため、アルバイトによる農業参加や農業人材に特化したマッチングアプリの活用など、農業協同組合等の関係機関・団体と連携を図り、取り組んでまいります。

② グリーンツーリズム事業を拡充し、農業体験をした人材を半農・半Xの人口増加や、登米市農業への新規就農に誘導するような仕組みを構築すること。

○ 本市のグリーン・ツーリズムについては、新型コロナウイルス感染症の影響に

より、令和2年度以降、教育旅行の受入れができない状況が続いておりますが、現状においては令和5年度の受入再開に向けた準備を進めているところであります。

円滑な受入れの再開を図ることにより、より多くの方に本市ならではの農業体験を通じて、本市に興味を持っていただくとともに、継続的な関係性を構築していくことにより、交流人口や関係人口から、移住・定住人口のつなげられるよう取り組んでまいります。

③ 農業政策に合わせ、農家は制度に応じた作付けや農作業をしているが、短期的な政策により農業経営の見直しが生じないよう長期的な視野で政策を立案すること。

○ 食料自給率の向上や農業経営の安定のためには、水田のフル活用を推進することが重要であるため、水田活用の直接支払交付金のほか水田リノベーション事業などを有効的に活用しながら推進を図ってまいりました。

現在においては、水田活用の直接支払交付金の引き下げや、交付対象水田の畑地化など制度の見直しが行われている状況であります。

本市といたしましても、農業者が意欲をもって安心して生産活動に取り組めるよう、持続可能な農業生産に向けて関係機関等との連携を密にしながら、様々な現場の課題を国、県に伝えるとともに、長期的な視野に立った制度の立案について要望してまいります。